



# 島根県報

平成24年10月30日（火）

号外 第 149 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【監査公表】**

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

2

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成22年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年10月30日

|         |         |
|---------|---------|
| 島根県監査委員 | 田 中 八洲男 |
| 同       | 石 原 真 一 |
| 同       | 法 正 良 一 |
| 同       | 山 川 博 司 |

## 平成22年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 指 摘 事 項  | 措 置 の 内 容  |
|--|--|
| <p>1 一般会計、特別会計及び企業会計</p> <p>(1) 総務部</p> <p>① 支払いの時期が遅延し、延滞税等が発生したものの<br/>源泉所得税の年末調整の再調整に係る不足税額について、納期限を過ぎて納付したため、不納付加算税及び延滞税が発生していた。</p> <p>不足税額：171,400円<br/>納期限：平成22年1月12日<br/>納付日：平成22年3月15日<br/>不納付加算税：8,500円<br/>延滞税：1,200円</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p> | <p>① 支払いの時期が遅延し、延滞税等が発生したものの<br/>平成23年の年末調整の実施に当たっては、職員からの申告内容を給与システムへ入力する際、入力ミス等がないよう各給与事務処理組織に対して周知を行った。</p> <p>◆平成23年10月13日付け人号外、各給与事務処理組織の長あて人事課長通知により具体的な事務処理手順を通知</p> <p>また、内部管理事務の集中化により、平成24年7月から給与関係事務が総務事務センターの業務として集中化（警察職員、小中学校教職員は対象外）されたことにより、年末調整に係る事項の入力は、職員個人が給与等事務システムへ直接入力することになり、支払者（年末調整義務者）としての入力ミスは少なくなるものと考えている。</p> |
| <p>(2) 地域振興部</p> <p>① 支払いの時期が遅延し、延滞金が発生したものの<br/>平成22年度電源立地地域対策交付金過払額の返納について、返納期限を過ぎて支払ったために延滞金が発生していた。</p> <p>名称：平成22年度電源立地地域対策交付金過払額<br/>返納額：901,803円<br/>納付期限：平成23年5月30日<br/>支払日：平成23年5月31日<br/>延滞金：270円</p> <p style="text-align: right;">(土地資源対策課)</p>                  | <p>① 支払いの時期が遅延し、延滞金が発生したものの<br/>国庫補助金の収入・支出事務に対する理解を深め、迅速な事務処理を行うように努めており、以後、納期限内に支払っている。</p> <p>◆平成23年度電源立地地域対策交付金の返還<br/>返納額：1,974,478円<br/>納付期限：平成24年6月4日<br/>支払日：平成24年5月24日</p>  |
| <p>(3) 土木部</p> <p>① 不用品の決定及び処分の手続がされていないものの<br/>備品であるテレビの廃棄（廃棄備品3点）について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならぬにもかかわらず、この手続がされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p> <hr/> <p>② 支出すべきものが支出されていないもの<br/>平成22年度の県内旅費4件について、旅行者に</p>                         | <p>① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの<br/>会計規則を遵守し、適正な事務処理に努める。</p> <hr/> <p>② 支出すべきものが支出されていないもの<br/>毎月、旅費の未払いの有無を点検することとし</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>対し旅費が支出されていなかった。</p> <p>旅行月日：平成22年6月29日<br/>平成22年7月1日<br/>平成23年3月7日<br/>平成23年3月30日</p> <p>(建築住宅課)</p>   | <p>た。</p> <p>なお、平成24年1月からは、旅費システムが導入されたことにより、旅行命令手続と旅費事務が連動し、課題は解消されると考えている。</p>   |
| <p>③ 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>仁多集合庁舎において、行政財産の目的外使用許可をした自動販売機、公衆電話、ダムファックスに係る光熱水費等経費について、調定の上、徴収しなければならないにもかかわらず、調定されていなかった。</p> <p>(雲南県土整備事務所)</p>                 | <p>③ 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>平成22年度以前のものについては、全て請求し、納付を確認した。</p> <p>平成23年度以降は、</p> <p>(1) 自動販売機、公衆電話については、4半期毎に請求・納入。</p> <p>(2) ダムファックスについては、年度末に一括請求・納入とした。</p> <p>また、監査後直ちに、現地調査を実施し、経費請求対象の有無も記入した「行政財産目的外使用許可一覧表」を作成した上で、副務者・G課長・部長の二重三重の点検を行うことでチェック体制を強化している。</p> |
| <p>(4) 病院局</p> <p>① 契約書による契約の締結がされていないもの</p> <p>光専用回線利用(契約金額444,000円)について、病院局財務規程第115条の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。</p> <p>(こころの医療センター)</p>                  | <p>① 契約書による契約の締結がされていないもの</p> <p>平成23年度より契約書を取り交わしている。</p> <p>今後は会計事務処理上のミスが生じないように、一層の職員の意識向上とチェックの徹底を図る。</p>   |
| <p>(5) 教育委員会</p> <p>① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの</p> <p>レーザープリンター等の備品の廃棄(廃棄備品3点)について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならないにもかかわらず、この手続がされていなかった。</p> <p>(福利課)</p> | <p>① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの</p> <p>今後の備品の管理については、会計規則に基づき適切な事務処理に厳に努める。</p> <p>なお、平成23年度においては、同規則に基づいて不用品決定・処分を行った。</p>  |
| <p>② 支払いの時期が遅延し、不納付加算税が発生したものの</p> <p>講師報酬に係る源泉所得税について、納期限を過ぎて納付したため、不納付加算税が発生していた。</p> <p>源泉所得税額：405,925円</p> <p>納期限：平成22年7月12日</p>                                 | <p>② 支払いの時期が遅延し、不納付加算税が発生したものの</p> <p>当該事務処理を失念することを避けるため、特例納付(年2回納付)を取りやめ、毎月納付にした上、翌月初日に事務処理を行うこととした。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>納付日：平成22年7月30日<br/>不納付加算税： 20,000円<br/>(石見養護学校)</p>   |   |
| <p>③ 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの<br/>ノートパソコン等の備品の廃棄（廃棄備品22点）について、物品管理者の決裁を受けて、不用品決定・処分調書により不用品の決定処分をしなければならぬにもかかわらず、この手続がされていなかった。<br/>(石見養護学校)</p> | <p>③ 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの<br/>島根県会計規則における物品管理及び処分等の取扱いに関する規定を事務職員全員で確認するとともに、物品会計事務担当者が会計事務担当職員研修を受講した。</p> |

## 平成22年度会計定期監査の結果に関する報告書「意見」に係る処理方針等

| 意 見  | 処理方針・措置状況   |
|--|---|
| <p>I 定期監査の結果に関する意見</p> <p>1 電気料金の遅収料金等の発生防止について</p> <p>今回の定期監査において、電気料金の遅収料金や電話料金の延滞利息が発生している事例があった。</p> <p>これらについては、指定された期限日までに支払いを行えば、支出を避けられる公金である。</p> <p>一つの事例では、電気料金の中に個人負担額（寮の電気料金等の個人負担分）を併せて支払うために現金を添えることから、口座引落払いによらず、出納員による窓口払による支払いを行っており、早収期限日までに金融機関の窓口での支払い手続がなされなかったことによるものであった。</p> <p>また、別の事例では、上記の口座引落払を実施し、適切に対象料金を口座に振り込まれていたにもかかわらず、他の電気料金契約等に基づく料金が当該口座に振り込まれていなかったため、口座の預金不足から振替ができなかったことによるものであった。</p> <p>これらの事例は、いずれも会計職員の失念から発生したものであるが、出納員による窓口払による支払い方法では、現金を取り扱うことによる危険性があるとともに、他の業務の繁忙等から支払期限日を失念するというケースは今後も発生することが懸念される。</p> <p>また、口座引落払による複数の電気料金等の契約がある場合においても、同様のことが懸念される。</p> <p>については、電気料金等の支払いについては、個人負担分も含めて全額を県費で支払い、個人負担分は歳入予算に計上し、歳入として収入するなど、出納員による窓口払を改め、早急に口座引落払の実施を推進するとともに、契約件数が多い所属にあっては、各契約ごとの支払事務が口座引落の期限内に完了していることをチェックし、確認する方策を検討されたい。</p> | <p>(各部主管課、出納局)</p> <p>電気料金等個人負担のある支出における遅収料金や遅延利息の発生を未然に防ぐため、平成24年度からは県費分・個人負担分と請求書等を分けることができない場合は、個人負担分も含めて全額県費で支払い、別途、個人負担分については歳入予算に計上し歳入として収入する予算措置を行うよう通知したところである。</p> <p>(平成23年12月1日付け審第340号通知)</p> <p>併せて、口座引落払が可能な経費を、電気料金等に限定していたものを、平成24年度からは、告知書類による払込みを要する経費の中で口座引落払の取扱いが可能な全ての経費に対象範囲を拡大することで、支払い遅延の発生防止に努めたところである。</p> <p>なお、各部局においては、上記、平成23年12月1日付け審第340号通知に基づく取扱いがなされており、環境生活部においては、請求が遅いものについて、平成23年度においては、事前に電話で請求額を確認するなど、支払いの遅延が発生しないような手続が取られている。</p> <p>また、平成24年度から電気料金等を総務事務センターで一括して口座振替払いをすることとした。このことにより、銀行の口座振替の手続がすぐにはできない新規契約、契約期間が短期であるため口座振替ができない契約、各所属の個別の事情等により集約対象としていない契約を除いて、各所属が請求書を受領し支払い事務を行うこと及び出納員による窓口払いはなくなったところである。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、個人負担のある支出について口座引落払を基本とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等を分けることができる場合</li> </ul> <p>個人負担分を別にした県費分のみの請求書等により支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等を分けることができない場合</li> </ul> <p>個人負担分も含めて全額を県費で支払い、個人負担分は歳入として収入するとともに、併せて、口座引落払の推進について、個人負担のある支出に限らず、公費負担のみ支出している電気料金等についても可能な限り出納員払による窓口払を改め口座引落払とするよう所要の措置を行っている。</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>また、遅収料金等が発生することのないよう、会計事務担当者の意識を高めるとともに複数職員による確実なチェックを行うなど、今後とも適正な会計処理の徹底を図ることとしている。</p>   |
| <p>2 支出負担行為の出納機関の確認について</p> <p>支出負担行為の確認については、支出負担行為の日から3ヶ月を超えて起票し処理されたものが多数あったことから、平成18年度会計に係る定期監査において、「組織及び運営の合理化に資するための意見」を述べたところであるが、今回の定期監査においてもいまだに多数の確認処理の遅れがあった。さらに少数の所属においてではあるが、10件以上の遅れも見受けられた。</p> <p>支出負担行為は、その内容を精査し、法令や予算との整合性、執行の必要性、価格や相手方の妥当性などを確認したうえで、支出すべき金額、債権者等を内部的に決定する行為で、県が支払い義務を負う予算執行の第一段階の最も重要な手続である。</p> <p>会計規則第32条の規定においても、「支出負担行為担当者は、支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならない。」とされている。</p> <p>なお、このたびの内部管理事務改革の経理事務の集中化に伴い、支出負担行為の起票手続は、全て総務事務センターで行うこととなっており、各所属は、支出負担行為に関する書類を同センターに速やかに提出することが必要となっている。</p> <p>ついては、今後、このような確認手続の遅れがないよう、職員の自己啓発はもとより、会計担当職員等に対する研修や内部チェック機能の強化を行うなど、指導の徹底を図られたい。</p> | <p>(各部主管課、出納局)</p> <p>支出事務の適正化を推進するため、平成24度は県内3カ所で開催した会計事務研修会において支出負担行為をしたときは速やかに出納機関の確認を得るよう指導したところである。</p> <p>また、平成24年1月からは内部管理事務改革に伴い、全庁の審査事務が段階的に出納局に一元化が進む中で、日常の審査での一層の指導徹底を図っているところである。</p> <p>◆各部局における具体的な取り組み事例</p> <p>(土木部)</p> <p>部内課長会議、地方機関の担当部長会議において、チェック機能の強化を行うよう周知徹底を行い、地方機関においては、各担当G課長から指導し、執行伺いを早期に総務事務センターへ送付するよう努めている。</p> <p>(県議会事務局)</p> <p>会計事務研修テキストなどにより会計事務への理解を深めるとともに、支出負担行為の確認手続に遅れが生じないように、一覧表によりチェックしている。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、警察本部会計課による審査業務及び各警察署への定期会計監査を通じて支出負担行為の起票が適正に行われるよう会計事務担当者等への指導を行うとともに、出納局が行う会計事務研修への積極的な参加を促すなど、会計事務担当者等の事務能力の向上に努めている。</p> <p>今後とも、確認手続の遅れがないよう、内部チェック機能の強化や指導の徹底を図ることとしている。</p> |
| <p>3 物品の管理・処分等の取扱について</p> <p>県の財産のうちの物品については、会計規則第84条に、「職員は、善良な管理者の注意をもって物品を使用し、又は保管しなければならない。」と職員の責務が明記され、その区分や取得、管理及び処分等の取扱いについても会計規則に規定されている。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、不用品の決定手続がされていなかった事例が見受けられた。また、物品管理者の異動に伴う引継書が作成されていなかった</p>  | <p>(出納局)</p> <p>出納局が実施している会計事務研修会における事務処理手順の説明の際には、適切な事務処理の遂行に繋がるように、定期監査の結果に関する意見に記載された項目(①不用品の決定手続、②物品管理者の異動に伴う引継書の作成、③物品の使用責任者の指定)も含め、物品管理における具体的な事例を多く取り上げることにより、研修時における理解度の向上や職員の意識改革に努めているところである。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>り、物品の使用責任者の指定が適切にされていないものが見受けられた。</p> <p>これは、物品会計に対する職員の意識の低さや、物品会計事務処理についての担当者の知識が十分でないことから生じたものと考えられる。</p> <p>については、出納局が現在実施している会計事務担当者を対象とした研修を、より一層充実したものにするなど、職員の意識改革を図り、適切な事務処理の執行に努められたい。</p>  |  |
| <p>II 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>1 適正な事務の執行について</p> <p>平成19年度から平成20年度に東部県民センターで出雲市分の不動産取得税を担当していた職員が、電算入力前の課税資料の破棄や電算入力後の課税対象データの削除を行うなどして、件数で1,031件、税額で82百万円の不適切な処理を行ったことが明らかになった。</p> <p>これらの不適切な処理については、事案の判明後、直ちに適切な処理を行い、適正な課税に努めているところであるが、法律上の期間制限から課税できない案件が件数で192件、税額で12百万円発生している。</p> <p>今回の事案は、課税すべき県税が職員の不適切な事務処理によって、課税、収納できないという実質的な損害が生じているとともに、県民の税務行政、県行政の執行に対する信用を著しく損なう行為である。</p> <p>また、港湾施設使用料及び漁港施設占用料の算定の誤り、公営住宅の家賃算定の誤りも判明したところである。</p> <p>については、今後一層の公務員倫理の確立、事務処理の適正執行等に向け、研修等の充実を図るとともに、再発防止に向け、システム不備の検証、内部チェック体制の強化、業務管理の徹底等を図り、適切な事務の執行に努められたい。</p> | <p>(政策企画監室、人事課、税務課、漁港漁場整備課、港湾空港課、建築住宅課)</p> <p>業務の適正執行に向けては、知事を委員長とする「業務点検委員会」を中心に、事案ごとに、全庁点検（部局ごとの業務点検委員会を中心に全庁的に取り組む業務点検）、該当課以外の関係課も含めた「業務点検委員会作業部会」による点検、該当部局による詳細点検などを実施し、必要な改善措置を講じてきた。</p> <p>(公務員倫理の確立・研修等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンス研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期：H24.1.30～2.1（県内3カ所）</li> <li>・対象：全職員及び人材育成推進員</li> </ul> </li> <li>○各階層別研修（自治研修所実施）での「公務員倫理」研修</li> <li>○各部局で実施する職員研修、担当者会議のなかでの、「公務員倫理」研修、業務の適正執行についての意識啓発</li> </ul> <p>(システム不備の検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○税務電算システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ削除のチェックシステムを構築（削除リストを出力）</li> <li>・入力内容のチェックシステムの見直し（処理内容リストを出力）</li> </ul> </li> </ul> <p>(内部チェック体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不動産取得税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算入力前の課税資料の総数管理の徹底（ナンバリング）</li> <li>・入力業務の外部委託と職員によるチェック作業の重点化</li> </ul> </li> <li>○港湾施設使用料・漁港施設占用料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検項目のチェックリスト化と上位者・副務者による複数チェックの徹底</li> </ul> </li> </ul> |



|  |   |
|--|---|
|  | <p>○県営住宅家賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位者・副務者によるチェックに加え、チェック責任者の配置によるダブルチェック体制の強化</li> <li>・定期的なサンプルチェック</li> </ul> <p>(業務管理の徹底)</p> <p>○税務電算システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理状況を進行管理リストにより管理</li> </ul> <p>○港湾施設使用料・漁港施設占用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例解釈マニュアルの作成</li> </ul> <p>○県営住宅家賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図示化した算定マニュアルの作成</li> <li>・制度改正時の対策チームによる対応</li> </ul> <p>今後とも、これら再発防止策の徹底・充実を図り、業務の適正執行に努める。</p> |
| <p>2 母子寡婦福祉資金の債権管理について</p> <p>母子寡婦福祉資金は、経済・雇用面で弱い立場にある母子家庭や寡婦の方が経済的に自立していくために必要な資金を貸し付ける制度で、昭和28年に創設された。子どもの進学関係資金、母の技術習得資金、事業開始資金等が設けられており、このうち子どもの進学関係資金が大半を占め9割を超えている。</p> <p>このような資金の性格上、収入未済が多く平成22年度末で貸付金元利収入調定額394,128千円に対し、収入未済額は232,753千円、未収率は59.1%と約6割が滞納となっており、そのうち過年度分が201,549千円(86.6%)と大半を占めている。</p> <p>また、近年の厳しい雇用、経済情勢の中で貸付総額が増加するとともに、未収率も年々高くなっている。</p> <p>これらの未収債権は約40年前からのものもあり、中には債務者の死亡・行方不明、破産など、債権の回収・整理が事実上困難になっている事例が散見される。</p> <p>については、債権はあくまで回収することが原則であるが、その回収が困難で、かつ、回収を取りやめることが真にやむを得ないと認められるものについては、昨年度定められた「権利の放棄の提案基準」に基づき適切な処理を進めるよう努められたい。</p> | <p>(青少年家庭課)</p> <p>現在、以下の対応を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①償還対策マニュアルに沿った督促・償還指導の実施。</li> <li>②滞納者リストを基に、個別ケースの対応策検討。</li> <li>③平成23年4月から6名の償還指導員体制で、迅速かつきめ細かな指導を実施。</li> <li>④県債権管理マニュアルに沿って、必要に応じ債権管理会社へ調査・回収等の外部委託を行った(7件、2,165千円)。</li> <li>⑤放棄がやむを得ない債権については、「権利の放棄の提案基準」に基づき放棄を行った(9件、4,286千円)。</li> </ol> <p>平成24年度も引き続き、適切な債権管理に努めていく。</p>   |